

消費者の窓

～第25号～

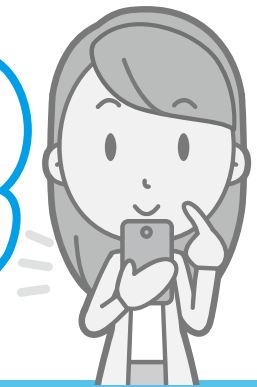
若者に多い消費者トラブル

「消費者ホットライン」

局番なしの ☎188 (土・日・祝)
イヤヤ! 悪質商法

・越前市消費者センター
(☎22-3773)

・相談日時/
平日: 午前8時半～午後5時



インターネット通販で注文した商品が届かない

どうしても欲しい限定の商品を売っているサイトを発見し、「商品発送は入金確認後」だったため代金を振り込んだ。

しかし商品が届かず、問合せ先はメールだけ。メールで問い合わせても返事がない。



健康食品を買って会員を増やす…これってマルチ商法

友人に誘われて健康食品のビジネスを始めたけれど、誰も買ってくれない。しかも会員も増えず、儲からない。



アドバイス

通信販売は、クーリングオフができません。購入前に返品特約を確認しましょう。また、必ず購入前に会社の所在地、電話番号を確認してください。特に、「連絡先がメールアドレスだけ」「日本語が不自然」「極端に安い」「支払い方法が先払いで銀行振り込み」という場合は、注意してください。

アドバイス

「あやしいな」「ちょっと変だな」と思ったら断りましょう。販売組織に入り、友人などを誘って販売員を増やしていく商法を「マルチ商法」といいます。「簡単に儲かる」などと誘われますが、実際には儲からず、友人とトラブルになることもあります。

アダルトサイトを見たら急に高額な請求が

アダルトサイトを興味本位でクリックしたら、急に「登録が完了しました！3日以内に10万円を払ってください」と表示された。



調べた相談窓口に相談したら費用を請求された

インターネットで「消費者センター」を検索して、一番最初に表示された相談窓口相談したら「5万円必要です」と言われた。



アドバイス

利用した覚えのない請求は払わないでください。また「退会はこちら」などで表示された連絡先には連絡せず、無視してください。

アドバイス

消費者センターは、相談無料です。消費者センターと似た名称の相談窓口サイトに注意してください。

「越前市消費者講演会」 落語で考えよう！消費者トラブル ～落語で楽しく学びま笑～

- とき／2月26日(日)
午前10時～正午
- ところ／ハート・フル・たけふ(福祉健康センター) 多目的ホール



講師 はやおき亭 貞九郎 氏

越前市消費者グループ
連絡協議会による
「くらしの広場」も同時開催
講演会終了後、越前ブランドの
「たまご」をプレゼント
(提供: JA越前たけふ)
先着150人